

韓国で4年ぶりに豚コレラが発生しました！

<発生概要>

発生地	韓国(慶尚南道 泗川市 実安洞)		
動物種	豚		
発生日	H25.11.27		
発生件数	1件 ※繁殖用ではなく育成用農場		
飼育頭数	300頭	死亡数	0頭
症例数	4頭	淘汰数	300頭
対応	淘汰、隔離、国内における移動制限、スクリーニング、ワクチン接種実施、患畜を治療しない		

- ①豚コレラとは、豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で強い感染力と高い致死率が特徴の法定伝染病。
- ②感染豚は、唾液、涙、糞便中にウイルスを排泄。感染豚や汚染物品等との接触により感染が拡大する。
- ③治療法はない。
- ④清浄国:北米、オーストラリア、スウェーデン及び日本

お願い!!

畜産に関係する仕事に従事されている方々が、豚コレラ発生国を訪問した際には、養豚場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。

養豚農家におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。また、次の症状が見られ異常が認められた場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。

1. 発熱、元気消失、食欲減退
2. 便秘、下痢
3. 結膜炎(目やに)
4. 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
5. 耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑
6. 削瘦、被毛粗剛(いわゆる「ひね豚」)
7. 異常産の発生
8. 1から7までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

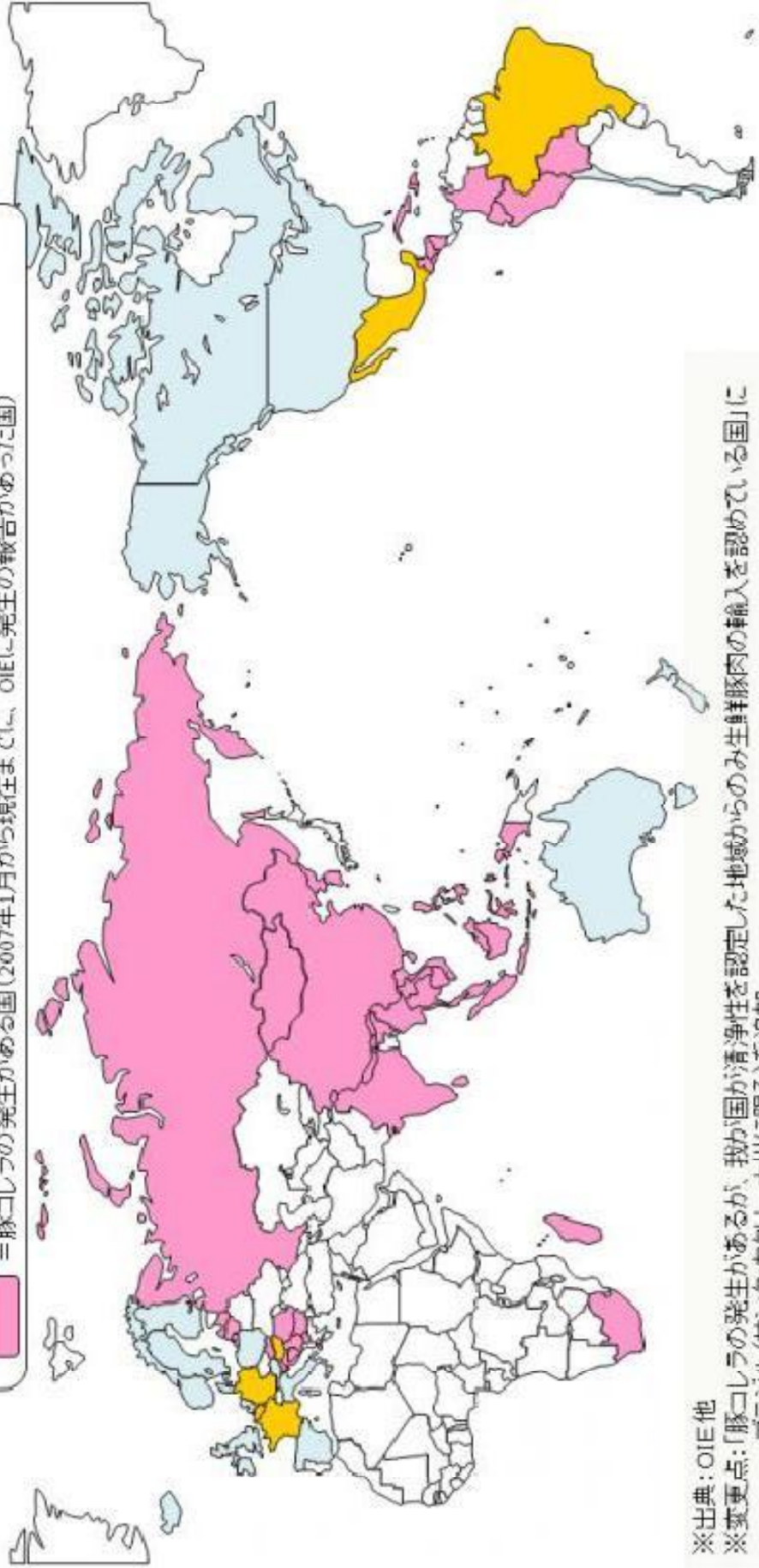
連絡先：山梨県西部家畜保健衛生所

電話(平日)：0551-22-0771

電話(夜間・休日)：090-5564-1018 または 090-5568-0817

豚コレラの発生状況

- = 豚コレラの発生がなく、我が国が生鮮豚肉の輸入を認めている国及び地域
 (フィンランド、スウェーデン、ブルウェン、ポーランド、デンマーク、イタリヤ(サルジニア島を除く)、サンマリノ、オランダ、オーストリア、英国(グレートブリテン及び北アイルランド)、スペイン、アイルランド、アイスランド、カナダ、米国(ワシントン州を除く)、ハワイ諸島及びグアム島)、北マリアナ諸島、パナマ、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、パラオ、ニュージーランド)
- = 豚コレラの発生があるが、我が国が清浄性を認定した地域からのみ生鮮豚肉の輸入を認めている国
 (ドイツ、ハンガリー、ベルギー、フランス、メキシコ、ブラジル)
- = 豚コレラの発生がある国(2007年1月から現在までに、OIEに発生の報告があった国)



※出典：OIE 他
 ※変更点：「豚コレラの発生があるが、我が国が清浄性を認定した地域からのみ生鮮豚肉の輸入を認めている国」にブラジル(サンタ・カタリーナ州に限る)を追加